

小規模多機能ホームあたがわ運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、有限会社ケアシェルパが開設する小規模多機能ホームあたがわ（以下「事業所」という。）が行う指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業（以下「事業」という。）は、「通い」を中心として、要支援者や要介護者の様態に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせることで、在宅生活の継続を支援する。

(運営の方針)

第2条 事業の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。

2 要介護者等に対して、その居宅において、又は事業所へ通っていただき、若しくは短期間の宿泊していただき、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じてその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにする。

3 事業の実施にあたっては、関係市町村、包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービス機関等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 小規模多機能ホームあたがわ
- (2) 所 在 地 静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本1423-62

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（常勤専従）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) 介護支援専門員 1人（常勤兼務）

介護支援専門員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画（以下「小規模多機能型居宅介護計画」という。）の作成、地域包括支援センターや居宅介護サービス事業所等の他の関係機関との連絡、調整等を行う。

- (3) 看護職員 1人（非常勤）

看護職員は、利用者の健康状態を的確に把握・管理し、利用者の主治医や協力医療機関との連携を行う。看護師又は准看護師（非常勤でも可）とする。

- (4) 介護従事者（日中）： 通いサービス利用者 3 名に対して 1 名以上
訪問サービス利用者対応として 1 名
介護従事者（夜間）： 宿泊サービス利用者に対して 1 名（夜勤）
訪問サービス利用者対応として 1 名（宿直）

介護従事者は、利用者の日常生活の支援等を行う。尚、介護従事者のうち 1 名以上は常勤とする。

（営業日及び営業時間等）

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- | | | | |
|----------|--------|-------|--------------|
| (1) 営業日 | 年中無休 | | |
| (2) 営業時間 | 通いサービス | 基本時間 | 9 時から 16 時まで |
| | 宿泊サービス | 基本時間 | 16 時から 9 時まで |
| | 訪問サービス | 24 時間 | |

（定員）

第 6 条 事業所の登録定員は 29 人とする。

- 2 1 日の通いサービスの利用定員は 18 人とする。
3 1 日の宿泊サービスの利用定員は 9 人とする。

（事業の内容）

第 7 条 事業の内容は次のとおりとする。

(1) 通いサービス

事業所において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練等を提供する。

- ①日常生活の援助
- ②健康チェック
- ③機能訓練
- ④食事支援
- ⑤入浴支援
- ⑥排泄支援
- ⑦送迎支援

(2) 訪問サービス

利用者の居宅を訪問し、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話を提供する。

(3) 宿泊サービス

事業所において宿泊し、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する。

(4) 相談・助言等

利用者及びその家族の日常生活上における介護等に関する相談及び助言、申請代行等を行う。

(小規模多機能型居宅介護計画)

第8条 事業の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、他の従業者と協議の上、援助目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を個別に作成する。

- 2 小規模多機能型居宅介護計画の作成にあたっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努める。
- 3 小規模多機能型居宅介護計画を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービスと宿泊サービスを組み合わせた介護を行うものとする。
- 4 小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容を利用者又は家族に対して説明し、利用者の同意を得て、利用者に計画を交付する。
- 5 小規模多機能型居宅介護計画の作成後において、実施状況と利用者の様態の変化等を把握し、必要に応じて計画の変更を行う。

(利用料等)

第9条 事業所が提供する事業の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示の額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者からその1割の支払いを受けるものとする。

- 2 次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。
 - (1) 宿泊費 1泊につき2400円を徴収する。
 - (2) 食事代 朝食500円、昼食650円、夕食550円を徴収する。
 - (3) おむつ代は、その実費を徴収する。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、事業において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用及び行事等利用者の希望によるレクリエーションに参加していただく場合の費用は実費を徴収する。
- 3 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。
- 4 第1項及び第2項の利用等の支払いを受けたときは、その内容を記載した領収書を交付する。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、東伊豆町全域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 当事業所の利用に当たっての利用者の留意事項は次のとおりとする。

- (1) サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示することとする。
- (2) 他の利用者の迷惑になる行為は行わないこととする。

(緊急時等における対応方法)

第12条 従業者は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるものとする。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業の提供により事故が発生した場合は、東伊豆町介護係、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 事業の提供により事故が発生した場合は、その事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するものとする。

4 事業の提供により事故が発生した場合は、その原因を解明し、再発防止の対策を講じるものとする。

5 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第13条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第14条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した事業に関し、介護保険法第23条の規定により町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は町からの質問若しくは照会に応じ、及び町が行う調査に協力するとともに、町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第15条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第16条 事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないこととする。

2 前項の規定による身体的拘束等は、あらかじめ利用者の家族に説明を行い、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うことができる。

3 前2項の規定による身体的拘束等を行う場合には、その態様、時間及びその際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（衛生管理等）

第17条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

（運営推進会議）

第18条 事業所が地域に密着し、地域に開かれたものにするために、運営推進会議を設置する。

（虐待防止に関する事項）

第19条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の処置を講ずるものとする。

（1）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

（2）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

（3）その他虐待防止のために必要な処置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その他運営についての留意事項）

第20条 事業所は、従業者に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るため研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

（1）採用時研修 採用後1月以内

（2）継続研修 年1回以上

2 従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要な事項は、有限会社ケアシェルパと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和４年１月１１日から施行する。

この規程は、令和４年１２月１日から施行する。

この規定は、令和６年３月１５日から施行する。